

国民皆保険を将来にわたって守り続けるために

4月から国民健康保険制度が変わります

問合せ 国保年金課国保係

都道府県も国民健康保険制度を担うことになりました

国保は現在、市区町村が保険者となって運営していますが、平成30年度からは都道府県と市区町村がともに共同保険者となって運営する形に変更されます。

役割

都道府県	市区町村
財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などを担います。 ・市区町村ごとの納付金の額を決定 ・給付に必要な費用を市区町村に交付 ・市区町村が行った保険給付の点検 ・国保運営方針に基づき事務の効率化・標準化・広域化を推進など	被保険者と関係するきめ細かい業務を引き続き担います。 ・資格管理（保険証の発行） ・保険給付の決定・支給 ・保険税の賦課・徴収 ・納付金を都道府県に納付など

国民健康保険制度見直しによる効果

効果① 県内での保険料負担の公平な支え合い

- ・県が市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じた納付金の額を決定し、保険給付に必要な費用を全額交付金として市町村に支払います。これにより市町村の財政は従来と比べて大きく安定します。
- ・市町村はこれまで個別に給付費を推計し保険税（料）負担額を決定してきましたが、今後は県に納付金を納めるため、県の示す標準保険料率を参考にそれぞれの保険料算定方式や保険税（料）率を定め、保険税（料）を賦課・徴収します。

効果② サービスの拡充と保険者機能の強化

- ・県は効率的な事業運営の確保のため、県内の統一的な運営方針を定め、市町村が担う事務の効率化・標準化・広域化を推進していきます。
- ・県単位で国保被保険者の資格を管理することになり、県内で市町村を転居しても資格が継続します。過去12か月以内に高額療養費の支給が4回以上ある場合に自己負担限度額が引き下げられる制度（多数回該当）について、県内での転居であれば、資格は継続しているため、転居前の支給も通算して多数回該当の回数に含めることになり、経済的な負担が軽減されます。

変わること、変わらないこと

財政運営のしくみは大きく変わりますが、皆さんの医療の受け方は変わりません。保険税も引き続き市が賦課・徴収します。また各種申請や届出なども、これまで通り市で行います。ご不明な点があれば、お問い合わせください。